

# 輸入高圧ガス容器として適格な UN (ISO) 容器について

2022 年 1 月 7 日

一般社団法人 千葉県高圧ガス保安協会

## <はじめに>

高圧ガス保安法により輸入高圧ガスが充填された容器は、アメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、オーストラリア連邦、日本国の6カ国における高圧ガス容器の規格（EU 指令に基づきドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が採用する高圧ガス容器の EN 規格又は ISO 規格を含む）に適合するものであることと定められています。

UN (ISO) 容器についても、この定め の 範 疇 に あ る も の に 限 っ て 輸 入 高 圧 ガ ス 容 器 と し て 適 格 と 判 断 され ます。（単に UN(ISO) 容器というだけでは不適格です。）具体的には、

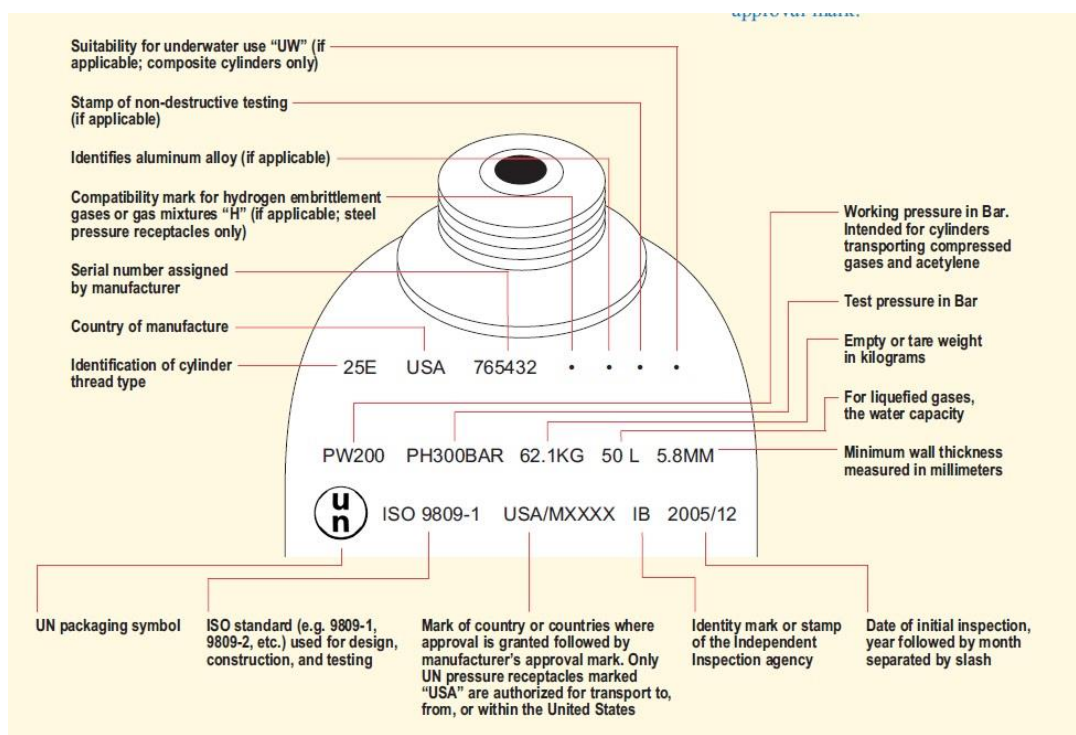
- アメリカ合衆国 DOT (Department of Transportation) の承認を得た UN (ISO) 容器
- 欧州指令 2010/35/EU (TPED : Transportable Pressure Equipment Directive) のコントロール下にある UN(ISO) 容器

の二つが輸入高圧ガス容器とし適格な UN (ISO) 容器に該当します。

それぞれについて、以下に概説します。

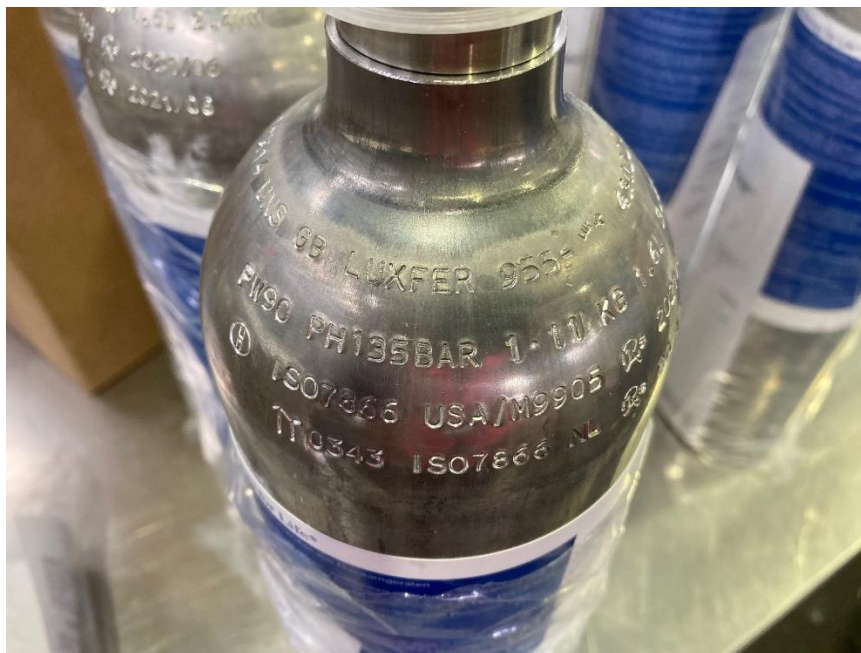
## 1. アメリカ合衆国 DOT の承認を得た UN (ISO) 容器

- (1) 要件：アメリカ合衆国連邦法 49 CFR § 178.69, 70, 71 等の要求事項によって承認された製造者が、承認された手順で設計、製造、品質管理された UN(ISO) 容器であること。
- (2) 刻印による判別：アメリカ合衆国 DOT の承認を得た UN (ISO) 容器には UN マーク、ISO 規格番号に続いて USA/MXXXX という形式で承認番号が刻印されている。（本例では最下段の刻印列）



## 2. 欧州指令 2010/35/EU (TPED) のコントロール下にある UN (ISO) 容器

- (1) 要件：2010/35/EU (TPED) の枠組みにより ADR (Agreement concerning the International Carriage of Dangerous Goods by Road) Chapter 6.2 に従い設計製造された UN (ISO) 容器。
- (2) 刻印による判別：TPED 容器であることを示す Π マークと認証機関 ID (数字 4 桁) が打刻されている。  
(本例では最下段の刻印 π 0343：なお、この例では前述の DOT の承認を示す刻印も打たれておりこの容器は TPED、DOT のダブル認証容器である。)



### <UN (ISO) 容器で高圧ガスを輸入する上での注意事項>

#### (1) 容器証明書 (相当書類) の添付

TPED 容器の場合は当該容器が TPED 容器であることを証明する” Declaration of Conformity” に加えて、輸入高圧ガス明細書記載に必要な補足資料 (図面等) を添付してください。

DOT 承認 UN (ISO) 容器の場合は、当該容器が DOT 承認 UN (ISO) 容器であることを証明する” DOT/UN Certificate of Conformity” に加えて、輸入高圧ガス明細書記載に必要な補足資料 (図面等) を添付してください。

なおここに示したドキュメントのタイトルは一例であり、タイトルが異なっても同様の趣旨を証明する書類であれば構いません。

#### (2) 最高充填圧力について

UN (ISO) で設計製造された再充填可能容器の多くはその最高充填圧力を耐圧試験圧力の 2/3 としていますが、国内法の定めにより充填圧力が耐圧試験圧力の 60%を超えている場合は過充填と判断されますのでご注意ください。

#### (3) 輸入高圧ガス明細書の容器規格、容器規格番号の記載要領

- TPED 容器の場合、容器規格名は「TPED」、容器規格番号は該当する ISO 規格番号を記入してください。
- DOT 承認 UN (ISO) 容器の場合は、容器規格名には「DOT 承認」、容器規格番号は該当する ISO 規格番号を記入してください。